

Traffic Report Plus個別規定

BBIX 株式会社

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

1. BBIX株式会社(以下「当社」といいます。)は、このTraffic Report Plus個別規定(以下「本個別規定」といいます。)及び Open Connectivity eXchange利用規約に基づき、Traffic Report Plusを提供します。Traffic Report Plusのサービス内容の詳細は、別途当社が提供する「OCX ドキュメントサイト(<https://docs.ocx-cloud.net/docs/intro>)」に定めるとおりとします。
2. 本個別規定は、Open Connectivity eXchange利用規約に定める個別規定としてTraffic Report Plusの利用条件を定めるものです。
3. 本個別規定とOpen Connectivity eXchange利用規約で相反する内容が発生した場合、本個別規定を優先するものとします。
4. 本個別規定に定めのない事項については、Open Connectivity eXchange利用規約に定める規定が適用されるものとします。

第2条 (定義)

本個別規定において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。Open Connectivity eXchange利用規約に定める用語は同じ意味を有するものとします。

1. 「Traffic Report Plus利用者」とは、Traffic Report Plus利用契約を締結した者をいいます。
2. 「Traffic Report Plus利用契約」とは、本個別規定に基づきTraffic Report Plus利用者と当社の間で成立するTraffic Report Plusの利用に関する契約をいいます。

第2章 利用契約

第3条 （利用契約の条件）

Traffic Report Plus利用契約の締結は、専用コントロールパネルの利用契約を締結していることが前提となります。

第4条 （利用契約の単位）

当社は、1つの専用コントロールパネルの顧客IDごとに1つのTraffic Report Plus利用契約を締結します。

第5条 （利用契約の成立）

1. Traffic Report Plus利用契約の申込は、予め本個別規定に同意の上、当社所定の方法により、当社に対して行うものとします。
2. Traffic Report Plus利用契約は、前項に従って行われた申込を当社が承諾した上で、その承諾をTraffic Report Plus利用者へ当社所定の方法（専用コントロールパネル上での表示を含む）により通知した日に成立するものとします。
3. Traffic Report Plus利用契約の成立以降、Traffic Report Plusを利用できるものとします。

第3章 Traffic Report Plusの提供

第6条 (Traffic Report Plusの提供範囲)

当社は、Traffic Report Plus利用者に対し、本個別規定の内容に従い、Traffic Report Plusを提供するものとします。

第7条 (SLAの非設定)

Traffic Report Plusについては、当社はService Level Agreement (SLA)を設定しません。

第4章 利用料金

第8条 （利用料金及び利用料金の計算方法）

1. Traffic Report Plusの利用料金及び支払い条件は、当社が別途定めるとおりとします。
2. 前項の利用料金について、当社又は集金代行業者により、当社又は集金代行業者の定める方法にて請求を行います。
3. 利用料金は、Traffic Report Plus利用契約の申込を当社が承諾した日を課金開始日とします。なお、課金開始日が属する月の月額料金は、暦日数を用いて日割計算するものとします。
4. 利用料金は、毎月末日締めにて算出するものとします。
5. Traffic Report Plusの利用料金の課金終了日は、Traffic Report Plus利用者から解約の申込を承諾した日とします。なお、課金終了日が属する月の月額料金は暦日数を用いて日割計算するものとします。
6. Traffic Report Plus利用契約がTraffic Report Plus利用者による解約以外の方法で終了した場合、Traffic Report Plusの利用料金の課金終了日はTraffic Report Plus利用契約の終了日とし、課金終了日が属する月の月額料金は暦日数を用いて日割計算するものとします。

第5章 Traffic Report Plus利用契約の終了

第9条 (Traffic Report Plus利用者による解約)

1. Traffic Report Plus利用者がTraffic Report Plus利用契約を解約しようとするときは、当社所定の方法により、当社に対して申込むものとします。
2. Traffic Report Plus利用契約は、前項に従って行われたTraffic Report Plus利用者からの解約の申込を当社が承諾した上で、その承諾をTraffic Report Plus利用者へ当社所定の方法（専用コントロールパネル上での表示を含む）により通知した日に終了するものとします。

第10条 (専用コントロールパネルの利用契約終了による終了)

専用コントロールパネルの利用契約が終了した場合は、Traffic Report Plus利用契約は自動的に終了します。

第11条 (利用契約終了後の取扱い)

Traffic Report Plus利用契約の終了時点で存在するTraffic Report Plus利用者の一切の債務については、Traffic Report Plus利用契約終了後においても、その債務が履行されるまで消滅しないものとします。

(2025年 10月31日 制定実施)